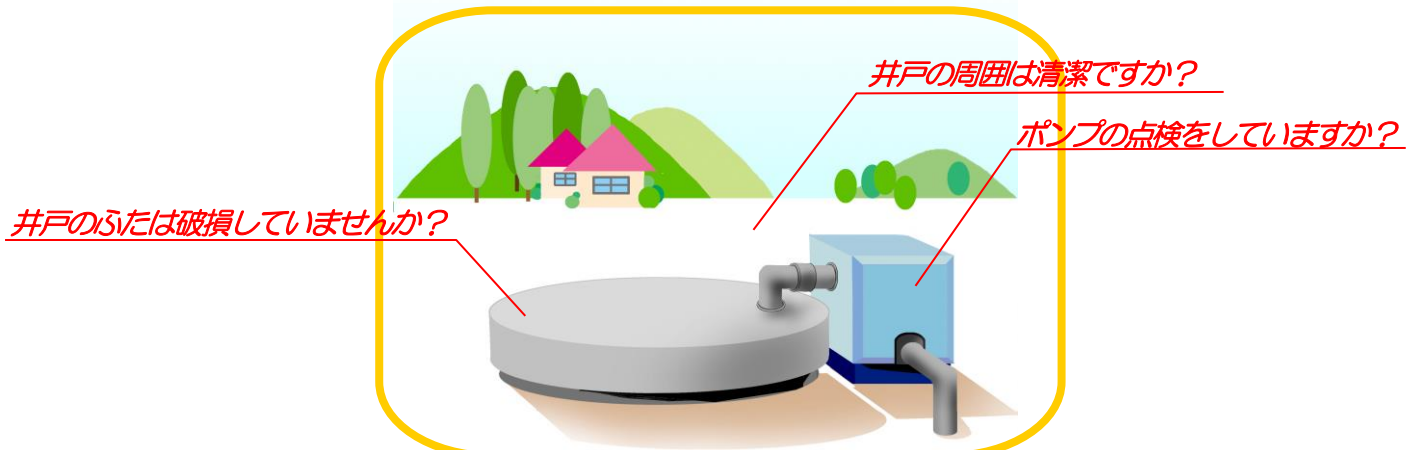


お宅の井戸水は大丈夫？

井戸を適正に管理しましょう！



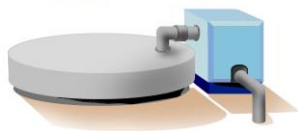
日頃からの水質チェックも欠かせません！



井戸水の水質は不安定です。水質検査で確認を！



- 家庭用の井戸は浅い井戸が多いため、井戸の周囲の影響を受けやすく、さまざまな有害物質によって、気がつかないうちに井戸水が汚染されていることがあります。



- 飲用には安全な水道水を利用しましょう。
- やむを得ず井戸水を飲用する場合は、必ず水質検査を実施して、水質基準に適合していることを確認しましょう。

井戸の周囲は清潔に！

- 井戸やその周辺は、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。
- 井戸(ふた、ポンプ、バルブ等)やその周辺に異常がないか、また清潔に保たれているか定期的に点検を行いましょう。



定期的に水質検査を実施しましょう！

- 井戸水は、井戸及びその周辺の状況によって大きく水質が異なります。
- 井戸水を飲用する場合は、使い始めるときはもちろん、使っている間は、水質基準項目の必要な項目について、年1回以上定期的に水質検査を実施してください。
- 水質検査は大阪府保健所で有料で実施することができます。検査の受付日、手数料、検査項目については、お近くの大阪府保健所へご相談ください。厚生労働大臣登録機関でも水質検査を実施することができます。(枚方市保健所では水質検査は実施していません)



飲用井戸の水質検査はつぎの表を参考に実施してください。

■枚方市飲用井戸等衛生管理指導要領で定める実施項目と頻度（●必ず実施する項目、○必要に応じて実施する項目）

水道法の水質基準項目（平成15年厚生労働省令第101号）

令和2年4月1日現在

水質基準項目	水質基準値	使用開始時に実施する項目	1回/年以上定期的に実施する項目	水に異常があるおそれがあるとき
1 一般細菌	100 集落/mL 以下	●	●	○
2 大腸菌	検出されないこと	●	●	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	●	○	○
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	●	○	○
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
8 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	●	○	○
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	●	●	○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	●	○	○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	●	●	○
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	●	○	○
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	●	○	○
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	●	○	○
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	●	○	○
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	●	○	○
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
20 ベンゼン	0.01mg/L 以下	●	○	○
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	○	○	○
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	○	○	○
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下	○	○	○
24 シクロ酢酸	0.03mg/L 以下	○	○	○
25 シプロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
26 臭素酸	0.01mg/L 以下	○	○	○
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
28 トリクロ酢酸	0.03mg/L 以下	○	○	○
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	○	○	○
30 プロモホルム	0.09mg/L 以下	○	○	○
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	○	○	○
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	●	○	○
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	●	●	○
35 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	●	○	○
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	●	●	○
38 塩化物イオン	200mg/L 以下	●	●	○
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	●	○	○
40 蒸発残留物	500mg/L 以下	●	○	○
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	●	○	○
42 シェオスミン	0.00001mg/L 以下	○	○	○
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	○	○	○
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	●	○	○
45 フェノール類	0.005mg/L 以下	●	○	○
46 有機物(全有機炭素の量)	3mg/L 以下	●	●	○
47 pH値	5.8 以上 8.6 以下	●	●	○
48 味	異常でないこと	●	●	○
49 臭気	異常でないこと	●	●	○
50 色度	5 度以下	●	●	○
51 濁度	2 度以下	●	●	○

「枚方市飲用井戸等衛生管理指導要領」をご覧ください。



- 枚方市では、「枚方市飲用井戸等衛生管理指導要領」により、管理基準や水質検査の実施について定めています。
- 要領のくわしい内容は、枚方市保健衛生課へお問い合わせください。

汚染がわかったら！（ただちに保健衛生課へ連絡を！）



- 給水する水が人の健康を害することがわかったときは、ただちに給水を停止し、利用者にその旨を知らせるとともに、保健衛生課に連絡して必要な指示を受けてください。
- 水質検査の結果、水道法の水質基準を越える汚染が判明したときは、保健衛生課に連絡して指示を受けてください。

枚方市保健所 保健衛生課

（枚方市保健所）〒573-0027 大阪府枚方市大垣内町2丁目2-2 TEL072-807-7624（直通）